

(別紙)

ブラジル連邦共和国産マンゴウ生果実に関する植物検疫実施細則 (平成16年9月29日付け16消安第4907号消費・安全局長通知)
) 一部改正新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
ブラジル産マンゴウ生果実に関する植物検疫実施細則 植物防疫法施行規則(昭和25年農林省令第73号)別表2の付表第43のブラジル産のケント種及びトミーアトキンス種のマンゴウの生果実に係る植物検疫の実施については、平成16年9月29農林水産省告示第1774号(以下「告示」という。)に規定するもののほか、この細則に定めるところによる。 1・2 (略) 3 消毒施設及びこん包場所の調査 (1) (略) (2) (1)の調査は、原則として、<u>ブラジル植物防疫機関</u>が行う日本向けマンゴウの生果実の消毒施設及びこん包場所の指定のための調査と共同して行うものとする。 4 検査及び消毒の実施の確認 (1) 消毒の実施の確認 告示5の消毒の実施の確認は、次により、原則として、<u>ブラジル植物防疫機関</u>と共同して行うものとする。 ア～エ (略) (2) 輸出検査の確認 ア 告示5の検査の確認は、原則として、マンゴウの生果実のこん包数の5パーセント以上について<u>ブラジル植物防疫機関</u>が行う検査に立ち会い、検疫有害動植物、特にチチュウカイミバエがないことを確認することをもって行うものとする。 イ アの検査の確認の結果、チチュウカイミバエが発見されたときは、チチュウカイミバエが付着した原因について<u>ブラジル植物防疫機関</u>と共同して調査し、その原因が判明するまでは、それ以後の消毒の確認を行わないものとする。 (3) (略) 5 (略) 6 輸入検査 (1)～(3)	ブラジル連邦共和国産マンゴウ生果実に関する植物検疫実施細則 植物防疫法施行規則(昭和25年農林省令第73号)別表2の付表第43のブラジル連邦共和国産のトミーアトキンス種のマンゴウの生果実に係る植物検疫の実施については、平成16年9月29農林水産省告示第1774号(以下「告示」という。)に規定するもののほか、この細則に定めるところによる。 1・2 (略) 3 消毒施設及びこん包場所の調査 (1) (略) (2) (1)の調査は、原則として、<u>ブラジル連邦共和国植物防疫機関</u>が行う日本向けマンゴウの生果実の消毒施設及びこん包場所の指定のための調査と共同して行うものとする。 4 検査及び消毒の実施の確認 (1) 消毒の実施の確認 告示5の消毒の実施の確認は、次により、原則として、<u>ブラジル連邦共和国植物防疫機関</u>と共同して行うものとする。 ア～エ (略) (2) 輸出検査の確認 ア 告示5の検査の確認は、原則として、マンゴウの生果実のこん包数の5パーセント以上について<u>ブラジル連邦共和国植物防疫機関</u>が行う検査に立ち会い、検疫有害動植物、特にチチュウカイミバエがないことを確認することをもって行うものとする。 イ アの検査の確認の結果、チチュウカイミバエが発見されたときは、チチュウカイミバエが付着した原因について<u>ブラジル連邦共和国植物防疫機関</u>と共同して調査し、その原因が判明するまでは、それ以後の消毒の確認を行わないものとする。 (3) (略) 5 (略) 6 輸入検査 (1)～(3)

(4) 植物防疫官は、チチュウカイミバエが発見された場合は、次により措置するものとする。

ア (略)

イ チチュウカイミバエが付着した原因についてブラジル植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは、それ以後の輸入検査を中止すること。

(4) 植物防疫官は、チチュウカイミバエが発見された場合は、次により措置するものとする。

ア (略)

イ チチュウカイミバエが付着した原因についてブラジル連邦共和国植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは、それ以後の輸入検査を中止すること。